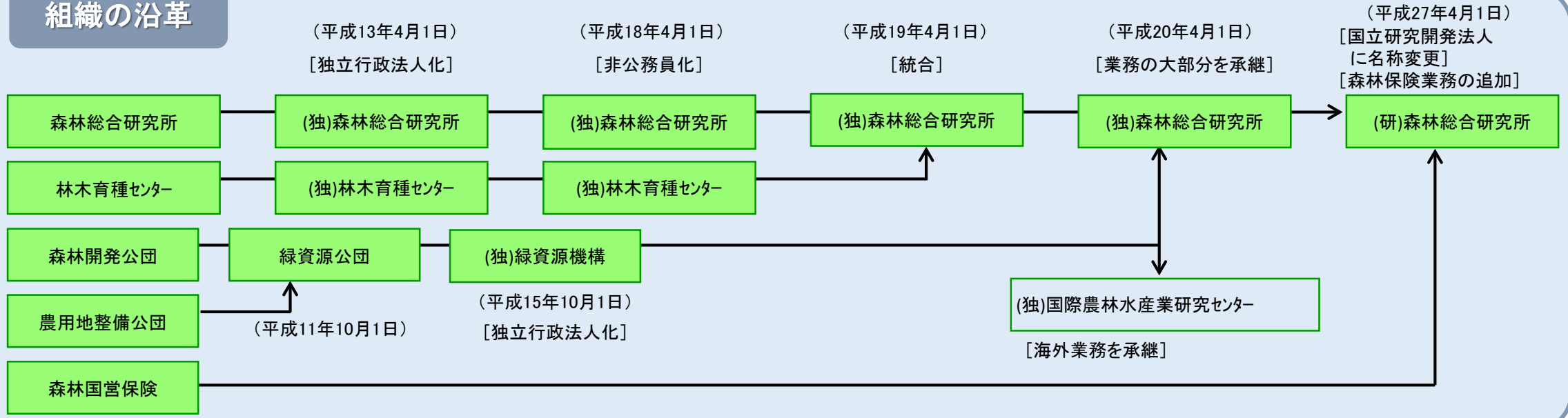


**(研) 森林総合研究所法の改正
(水源林造成事業の本則業務化)
に伴う中長期目標等の変更について**

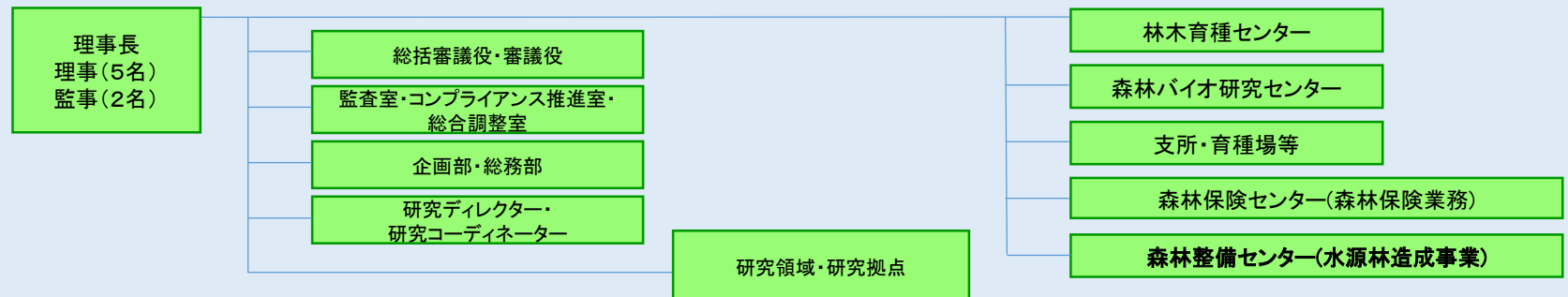
国立研究開発法人森林総合研究所の概要

- 森林総合研究所は、我が国の森林・林業の再生、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林・林業分野における国家的な行政課題に対応して、総合的に研究を行っている我が国唯一の研究機関。
- 併せて、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を填補する森林保険業務を実施。(森林保険センター)
- また、奥地水源地域の森林所有者の自助努力では整備困難な箇所を森林を造成する水源林造成事業を実施。(森林整備センター)

組織の沿革



組織図



業務概要

研究開発業務

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発



森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発



気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

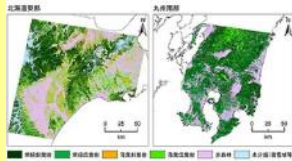


生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発



持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発



多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発



資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化



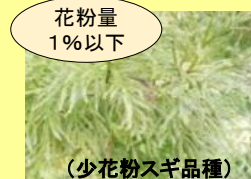
未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発



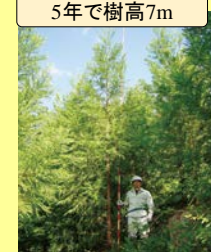
エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化



生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化



多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化



(成長に優れた品種)

森林保険業務

○災害による林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることと目的として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災によって生ずる損害をてん補する森林保険を実施。



火災



風害



雪害



噴火災

水源林造成事業

事業のしくみ(従来は分収造林のみ。)

分収造林契約締結

造林地所有者(土地の提供)

造林者(造林の実行)

森林総合研究所(費用負担・技術指導等)

○適正な森林管理を長期にわたり担保(植栽面積約47万ha(27年度末))

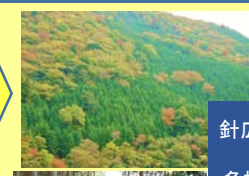
高度な技術力で多様な森林を整備



奥地のやぶ地など



前生広葉樹を活かしたつち植栽・保育



針広混交林施業等により多様な森林を整備

○前生広葉樹を残した植栽や下刈・除伐・間伐等を実施
伐採は長伐期で小面積に分散

○研究開発部門と連携し、優良品種や獣害対策等
新技術の導入・実証・普及を推進

その他の業務

●旧緑資源幹線林道事業等に係る債権債務管理等の業務を実施

森林法等の一部改正における森林総研(水造事業)との関係

○林業の成長産業化実現に向けて、国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講じるため、森林法等の一部改正を実施(平成28年5月成立)。

○森林の公益的機能の維持増進に関しては、奥地水源林の整備の担い手として、都道府県、市町村、(研)森林総合研究所を改称した「(研)森林研究・整備機構」を位置付け(森林法・森林総研法の改正)。

■ 「森林法等の一部を改正する法律」の概要

森林資源の再造成の確保 (森林法)

➤ 伐採後の再造林を確保

〔森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け〕

➤ 深刻化する鳥獣害を防止

〔森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加〕

国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

➤ 森林組合等による施業の集約化を促進

〔経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、森林組合自らが森林を経営する事業の要件緩和、森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置〕

➤ 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化

〔所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置〕

➤ 林地の境界情報等を整備

〔市町村が林地台帳を作成する制度を創設〕

➤ 国産材の安定的な広域流通を促進

〔都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設。上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置〕

森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

➤ 奥地水源林の整備を推進

〔整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け〕

➤ 分収林契約の内容変更を円滑化

〔1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設〕

➤ 違法な林地開発を抑制

〔違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化〕

適切な森林施業を通じた林業の成長産業化

【参考①】 奥地水源林の整備の推進【森林法・森林総研法の改正】

- 奥地水源地域の森林においては、経営条件の厳しさから、森林施業が適切に行われずまま過密化するものが見られるなど、水源かん養機能等の公益的機能が損なわれることが危惧される状況。
- こうした中、奥地水源林の整備の担い手として、地方公共団体、(研)森林研究・整備機構を位置付け。同機構は分収造林契約以外の方法で育成途上の森林も整備(事業手法の多様化)できるようにする。

■ 現行制度

森林所有者の自助努力による整備が期待できない奥地水源地域の森林造成については、(研)森林総合研究所が、附則業務として暫定的に、分収造林契約による水源林造成事業を実施。

■ 改正内容

早急に施業が必要な奥地水源林の整備の担い手として、地方公共団体、(研)森林研究・整備機構を位置付けるとともに、同機構は分収造林契約以外の方法で育成途上の森林も整備できるようにし、奥地水源林の整備を推進。

【森林総合研究所法】

法人名	国立研究開発法人 森林総合研究所
業務	<p>【本則】</p> <ul style="list-style-type: none">・森林・林業に関する試験、研究等・森林・林業に関する試験、研究等に必要の標本の生産、配付・林木の優良な種苗の生産、配付・森林保険 <p>【附則】</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>分収造林契約による水源を涵養するための森林の造成(暫定業務)</u>

【森林法】

早急な施業が必要な特定保安林(要整備森林)について、地方公共団体、(研)森林研究・整備機構は、当該森林の立木所有権移転等に関し都道府県知事から勧告を受けた所有者に対し、速やかに協議を申し入れるよう努める旨、新たに規定。

【森林研究・整備機構法】

法人名	国立研究開発法人 森林研究・整備機構
業務	<p>【本則】</p> <ul style="list-style-type: none">・森林・林業に関する試験、研究等・森林・林業に関する試験、研究等に必要の標本の生産、配付・林木の優良な種苗の生産、配付・森林保険 <p>・<u>水源を涵養するための森林の造成</u></p>

- ※ 特定保安林: 指定の目的に即して機能していないと認められる森林(約7万ha)
- ※ 要整備森林: 特定保安林のうち、早急に施業を実施する必要がある森林(約3千ha)

【参考②】 国立研究開発法人森林総合研究所法の改正について

- (研)森林総合研究所が附則業務として暫定的に行っている水源林造成業務を本則に位置付け、研究所の名称を(研)森林研究・整備機構に改正。
- なお、森林・林業基本計画においても、水源林造成事業をはじめとした、公的主体による多様な整備の推進を掲げているところ。

○ 国立研究開発法人森林総合研究所法の改正事項

- ① 国立研究開発法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)の名称を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改正する。
- ② 国立研究開発法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号。)附則第8条に規定する業務(水源林造成事業)を本則で実施するため、研究所の目的を、「森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵(かん)養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする」とする。等

○ 森林・林業基本計画(抜粋)(平成28年5月閣議決定)

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(2) 多様で健全な森林への誘導

③ 公的な関与による森林整備

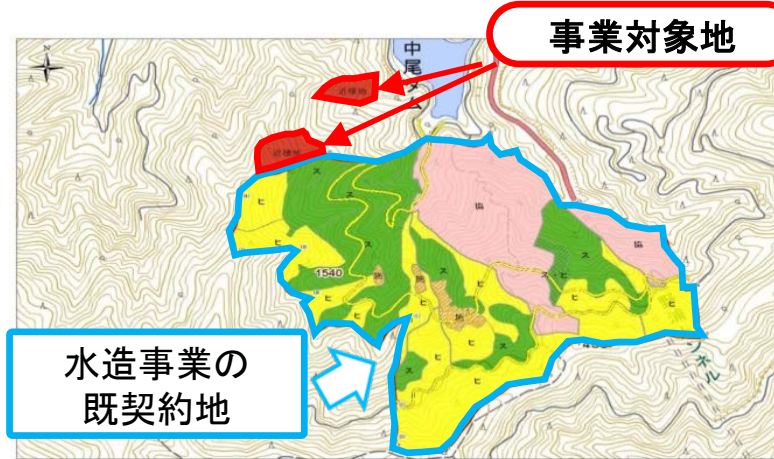
急傾斜地・高標高地などの自然条件や社会的条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適切な整備が見込めない森林や、奥地水源等の保安林における高齢級人工林等の公益的機能の発揮に向けて、将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、自然条件等に応じて、带状若しくは群状又は単木での伐採、広葉樹の導入による針広混交の複層林への誘導等、公的主体による多様な整備を推進する。

水源林造成事業については、針広混交の育成複層林の造成等へ転換する施策を推進することとし、新規契約については、伐期を長期化、主伐面積を縮小・分散し、現地の広葉樹等の植生を活かした施策を指向する。既契約分についても長伐期施策等への見直しを進める。急傾斜地・高標高地など立地条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等の公益的機能の発揮に向けて、将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、立地条件に応じて広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等の多様な整備を推進する。

【参考④】 水源林造成業務（育成途上の森林の整備）について

○法律改正等を踏まえ、平成29年度以降、(研)森林研究・整備機構（水源林造成業務）において、分収造林契約による従来事業とともに、育成途上の森林の整備も実施（水源林造成事業の事業メニューの拡充）。

○ 新機構（森林整備センター）による育成途上の森林整備のイメージ



奥地水源地域の手入れ不足の森林について、新機構に、より先進的、高度な技術をもって先導的に針広混交林化等を図らせ、水源涵養等の公益的機能をより高度に発揮させる。



国立研究開発法人森林総合研究所 中長期目標の概要（現行）

【独立行政法人通則法】

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3～6（略）

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 我が国の森林及び林業施策の動向

2 国立研究開発法人森林総合研究所の役割

第2 中長期目標の期間

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発業務

(1) 研究の重点課題

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配付等

(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

（ア）産学官連携、協力の強化

（イ）研究開発のハブ機能強化

イ 研究開発成果等の社会還元

(4) 研究課題の評価、資源配分及びPDCAサイクルの強化

2 森林保険業務

(1) 被保険者の利便性の向上、(2) 加入促進、(3) 引受条件、(4) 内部ガバナンスの高度化

3 水源林造成事業等

(1) 水源林造成事業の推進、(2) その他完了した事業の評価及び債権債務の管理

4 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業に共通する事項

(1) 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化

(2) 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

(3) 広報活動の促進

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

(2) 森林保険業務

(3) 水源林造成事業等

2 調達合理化

3 業務の電子化

第5 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発業務

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

4 保有資産の処分

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化、(2) コンプライアンスの推進

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成、(2) 人事評価、(3) 給与水準

3 情報公開の推進等

4 情報セキュリティ

5 環境対策・安全管理の推進

6 施設及び設備に関する事項

(参考) 国立研究開発法人の「中長期計画」、 「評価軸・評価の視点」

【独立行政法人通則法】

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

【独立行政法人の目標の策定に関する指針】(総務大臣決定)

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割(ミッション)、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

【独立行政法人の評価に関する指針】(総務大臣決定)

Ⅱ 中期目標管理法人の評価に関する事項

6 評価の方法等

(2) 評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

6 評価の方法等

(2) 評価の視点等

① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価

vi 法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点

公費を基盤として活動する法人として共通的なマネジメント(政府方針、財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約、関連法人等)に係る評価については、中期目標管理法人に対して示されているものと同様の評価の視点を踏まえて評価することを基本とする。

② 研究開発以外の事務事業に関する評価

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

(研)森林研究・整備機構への改称に伴う中長期目標等の変更のポイント

○森林総研法の改正により、平成29年度から(研)森林研究・整備機構へ名称が改正されることに伴う、現行の中長期目標の変更のポイントは以下のとおり。(「中長期計画」及び「評価軸・評価の視点」についても同様に変更)

1 法人名称の変更

「国立研究開発法人森林総合研究所」⇒「国立研究開発法人森林研究・整備機構」

2 関係業務の記述の記載順序(建制順)の変更

①研究開発、②森林保険、③水源林造成 ⇒ ①研究開発、②水源林造成、③森林保険

3 水源林造成(事業)業務の本則化に伴う記述の変更

業務の位置づけの文言や名称の変更、育成途上の森林の整備も包含する記述への変更。

例:「新規契約」⇒「事業の新規実施」

4 その他

現行の中長期目標の作成(H28.3.1)以降に変更のあった計画の反映等技術的な変更。

例:森林・林業基本計画の閣議決定日(H28.5.24閣議決定)の変更 等

【参考】中長期目標等の変更スケジュール（予定）

- 主務大臣は、中長期目標を定め(変更)しようとするときは、研究開発審議会の意見を聴いた上で、独立行政法人評価制度委員会(総務省)の意見を聴取。(独法通則法第35条の4)
- 主務大臣は、中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、財務大臣に協議。(独法通則法第67条1項2号)
(「中長期計画」及び「評価軸・評価の視点」については省略。)

平成29年1月（中下旬）

- ・ 農林水産省研究開発審議会林野部会（書面審議）（目標、評価軸、計画）
- ・ 独立行政法人評価制度委員会（総務省）へ諮問（目標）

2月

- ・ 独立行政法人評価制度委員会（意見聴取）（目標）
- ・ 財務大臣協議（目標）

3月

- ・ 農林水産大臣指示（通知）、公表（目標、評価軸）
- ・ 農林水産大臣への認可申請（計画）
- ・ 財務大臣協議（計画）
- ・ 農林水産大臣認可、公表（計画）